

令和4年10月1日から

「選定療養費」が変わります

当院では、地域の医療機関との機能分担及び連携推進を図るため、他の医療機関のからの紹介状をお持ちでない場合に、初診料・再診料とは別に、選定療養費をご負担いただいておりますが、令和4年診療報酬改定により、10月1日から患者さんに負担していただく選定療養費を次のように改定します。

	初診時選定療養費	再診時選定療養費
金額	5,500円 → 7,700円	2,750円 → 3,300円
負担あり	<ul style="list-style-type: none">○紹介状なしで、受診希望の方<ul style="list-style-type: none">・当院を初めて受診する方・当院をしばらく受診してない方○当院の他の診療科を紹介状または院内紹介なしで受診した方○救急車で搬送されたが、入院・手術にならなかった方○急を要しない時間外の受診をした方（入院・手術以外）	<ul style="list-style-type: none">○他の医療機関へ紹介したにもかかわらず、紹介状なしで再度当院を受診する方のうち、<ul style="list-style-type: none">・救急車で搬送されたが、入院・手術にならなかった方・急を要しない時間外の受診をした方（入院・手術以外）
負担なし	<ul style="list-style-type: none">●他院からの紹介状を持参した方●当院の他の診療科から院内紹介されて受診した方●他院から依頼があり、救急車で搬送された方●当日、入院になった方●当日、入院が必要と当院医師が判断した方●公費、生保、労災、交通事故の方●二次検診の方	<ul style="list-style-type: none">○他の医療機関へ紹介したにもかかわらず、紹介状なしで再度当院を受診する方のうち、<ul style="list-style-type: none">・当日入院になった方・当日入院が必要と当院医師が判断した方・公費・生保・労災・交通事故の方●他院からの紹介状を持参した方●他院から依頼があり、救急車で搬送された方

※金額には、消費税が含まれます。

※健康保険等の給付対象外ですので、全額、患者さんの負担となります。

※区市町村「子ども医療費」と「ひとり親家庭医療費」と「重度心身障がい者医療費」助成制度の対象外です。全額、患者さんの負担になります。

福島県立医科大学会津医療センター附属病院長